

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（13）

2. 日時：令和6年2月1日（木）13時30分～15時47分

3. 場所：原子力規制庁10階打ち合わせスペース（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境保全部

部長 他7名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

主査 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1 第507回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合 日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理施設に係るコメント

資料2 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の認可申請概要【第3回審査会合】

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁の中澤です。
0:00:05	実は、次、蓬萊研究所廃棄物管理施設の技術公認のヒアリングということで、まず資料をいくつかいただいておりますので、
0:00:17	まずは簡単にご説明お願いできますでしょうか。
0:00:25	はい。
0:00:28	方法。
0:00:29	今日よろしくお願ひします。
0:00:32	今日、連携した資料についてはですね。
0:00:36	長期。
0:00:40	まず、
0:00:42	資料 1 ということで新規制基準に係る廃棄物管理施設の設計、工事方法の認可申請概要ということで第 3 回審査会合。
0:00:51	の資料、方法。
0:00:53	ご用意しております。
0:00:55	それとですね、あと、前回第 2 回の審査会合を 507 回ですね、審査会合のコメント対応を表ということで
0:01:07	今回ちょっと準備しております。さらに説明資料ということで、資料 507-1 からですね、五番、507 の 5 番までの資料。
0:01:19	法人にしております。
0:01:21	最後にですね、また行政相談ということで、
0:01:26	認可申請の要否についてということで、資料を準備しておりますこの 3 種類を用意しております。
0:01:36	事前にお送りいただいているもの。
0:01:39	同じものという理解でいいですか。はい。社長。
0:01:57	申しませうか。
0:02:00	はい。
0:02:07	それでは資料に沿ってご説明させていただきたいと思ひます。
0:02:10	やはり順番でございますが、まず 507 回ですね、
0:02:16	コメントの対応ということでまず、世良から説明させていただければと思ひます。
0:02:23	おります。
0:02:31	日付の 507 回の審査会合をコメント事項ということで、
0:02:37	一覧表にしてございまして、全部で 1021 項目ございませう。
0:02:44	その中でですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載してあります。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	今回ご説明する内容についてですけれども、まず一つ目ナンバー1でございますが、これについてはですね、
0:02:58	竜巻攻撃について地盤調査必要数量何かということで、これについて審査サイトの方でも回答はしてございますが、
0:03:07	これは第5回の審査会合です事故の詳細、
0:03:12	についてはご説明するということにしております。
0:03:16	さらに竜巻防波壁以外に調査、再評価が必要なものは無いということを答えておりましたが、今後ですね調査や再評価が必要なものが発生した場合についてはですね、一つの
0:03:28	このような面談の中でご説明を行いたいというふうに考えますということです。
0:03:35	F1項目については、一応、
0:03:44	何でございますが、これ第8条、外部事象の大物に関するものでございますが、他の兆候先に審査するようというので、竜巻の、
0:03:54	対策の審査、早めに良いということで、保守系をいただいておりますが、
0:04:01	これについてはですね、第4回で説明できないかというコメントをいただいておりますが、ちょっとこれについてはですね、一番庁舎等ですね、詳細。飯野。
0:04:12	調査を行ってるということで、ちょっと時間を要すると、いうことで、これはですね改めてちょっと整理した上でですね、
0:04:20	今、予定通りですね5月ごろ、5月、1回5回に
0:04:24	説明するということで、
0:04:26	今後ですね、詳細について説明をしていきたいというふうに考えております。
0:04:35	で、3番以降でございますが3バンカーについてはですね火災対策についての項目になります。これについてはですね、3番からですね、No.11まで関連してる配管系のものでございます。
0:04:50	これについてはですね、今現在機構の中でも調整しているということでございますので、これについては改めてですね。
0:05:00	向こうもまとめてですね、ご説明させていただければ。
0:05:05	いうふうに考えております。
0:05:07	今回回答表の方については、ナンバー3に関連ということです。
0:05:10	続けさせていただいておりますので、今回これについては、
0:05:15	ここは99名。
0:05:18	で、今回はに関しては、ご説明はさせていただきます。
0:05:31	上が十一番まで引いて、
0:05:39	6ページになりますが12番。
0:05:42	についてはですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:43	資料の方で、出入り管理。
0:05:46	右の件でございます。保安規定に基づく下部規定に
0:05:52	運用の方を定めるというふうにしておりましたが、PP上の関係がある施設。
0:05:59	もございあるのではないかとということで、コメントいただいております。
0:06:07	今回の申請の範囲についてはですね、当然我々としても、
0:06:11	核物質防護規定上の関係の施設、これは2施設含まれていると、いうことござ
	いますので、
0:06:18	該当施設の出入り管理についてはですね、運用については菅管理施設の保安規
	定です。具体的措置についてはですね、本Appの、
0:06:28	保護規定に基づいて実施するということになります。なおですね、対象施設とい
	うのはですね、これ立ち入り制限区域、
0:06:38	周辺の区域ですね。あと、施設としてはですね包帯修正 31 と、 α 固体貯蔵施設
	に集中。
0:06:46	該当する施設になります。方針としてはですね当然ながら建屋の出入口を1ヶ所
	で、その扉を管理するということになります。
0:06:58	で、土地を、
0:07:00	鍵の管理については保安規定でも定めていますので正常できることの検査を行っ
	ていただき、
0:07:06	いうことになります。
0:07:10	南波チーム長。
0:07:16	7 ページでございますが、1 枚。
0:07:21	安全機能に関するコメントということになります。
0:07:28	パワーポイントの資料をだけではですねその安全機能が、
0:07:33	安全機能が担保されているという確認が難しいというのも、いうことございま
	したのでどのような機能があってですねそれをどうやって担保するかという確認がで
	きないと、ということで、考え方を示すと。
0:07:46	いうこと。
0:07:47	報告をいただいております。
0:07:50	これについてはですね、
0:07:52	資料の方ですね、⑦-1 の方に入っておりますが、
0:07:57	廃棄物管理施設公認対象施設についてですね、その施設が有する安全機能。
0:08:02	表がございますが、その安全機能の、
0:08:07	ごとにですね、機能確認の方法を記載してる資料を、
0:08:11	今回添付してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:13	すいませんちょっと添付の方見ていただくとですね資料 5⑦-1 ということで、これについては 13 番のコメント対応ということで、
0:08:24	実際のその確認についてはですね施設管理実施計画というのを定めておりますのでそれに基づいてですね、その安全機能を有する設備機器の機能確認の方法ということで、すべて確認を行っていますということになります。
0:08:40	この表、2 ページを見ていただきます。24 万ほどの表がございます。左側に施設、設備等がありましてですね、右側に直接的な。
0:08:54	この施設が有する安全機能について記載をしているんですがそれに対してどういう検査をするかという表をつけてください。
0:09:04	これによってですね抜け漏れもないということと、あとどういう検査をするかというのを記載してます。具体的な
0:09:12	検査の内容がですね 1 ページ、50 最初のページに書いてございます。例えば、表 1 の記載でということで記載しておりますが、安全機能、例えば火災等による損傷の防止、
0:09:25	についてはですね、非常勤ための方法については、齋藤ということで、消火設備の設置と、あと機能警報設備の設置及び作動、ファイアの作動ということで、安全性に影響を及ぼす恐れがないと。
0:09:38	いうことで、実際の方法についてはですね外観配置初動ということで、それぞれ検査を行いまして、
0:09:45	有害な傷変形、飲食変色等がないこと、あと適切に配置されていること、あと警報等の検討とかで前列あと警報が示すということ等を確認すると。
0:09:56	いうことになります。
0:10:00	これについてはですね、
0:10:03	保坂牛尾すいません今回のご提示ちょっとできなかったんですが、パワーポイントの資料の方について合わせて、こちらの方は修正をしております。
0:10:17	73 番の方。
0:10:20	日野でございまして、あわせてこの関連数ということで 14 番もございまして不整合、このパワーポイントの資料の方で不整合があったと。
0:10:30	ところがございましたので、これについてはですね今回のこの表をつけさせていただいて、それに基づいて見直しを行っている。
0:10:38	ということがございます外観確認という記載していたということでちょっと誤解を招いてしまったところはございます。
0:10:45	この表に基づきまして合わせて資料の方を修正したというものでございます。
0:10:57	それが 24 番。
0:11:01	次が 15 番になります。こちらについてはですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:05	修理、保守または修理にあたって、人がアクセスできるということが、
0:11:13	書いてあるということで、例外はあるかということで、
0:11:16	これについてはですね、例外はないということで回答させていただいておりますが、我々の設備と言わせると、保有しておりますが、フェールについてもですね、当然必要なせえの装備等を着用すればですね、遮へい扉。
0:11:31	公開開けてですね中に乳井できると。
0:11:34	いうふうになっておりますので、実際、僕はアクセス可能な設計ということであるので例外はないということで、
0:11:42	お勧めしております。その記載についてはですねパワーポイントの方に反映すると。
0:11:48	いうことになります。
0:11:53	16 番ですが、資料の方ですね。
0:11:58	17 条の受け入れ施設または管理施設ということでその中で過去 5 年間の
0:12:07	今後 5 年間の発生量で
0:12:11	担保するというのがございますが、過去 5 年間ということで、
0:12:16	他の施設の運転がなくてですね発生量が少ない、いい時期のものじゃ、もので評価してもということで、コメントいただいております廃棄物が最初評価になるんではないかという。
0:12:29	ご指摘でございますが、それに対してですね、我々としては、その説明の通りですね、過去 5 年間の放射第 9 条年間発生本数が今後 5 年間継続して増加するというので評価していたところでございますが、
0:12:44	これについてはですね、
0:12:47	今期に基づきまして研究所の各施設からですね、廃棄物の発生量の調査を行っております。その発生部数をですね区分ごとに処理するというので、それ、それぞれ発生する。
0:13:01	廃棄体の本数が算出されますので、それに基づいて見直すと。
0:13:06	ここにしております。
0:13:08	これについてはですね、資料の 5⑦-2 ということで、別に質疑をお願いしております。
0:13:16	50-2 ということでコメント 16 のものでございますが、
0:13:22	いわゆるその 5 年後にあっても最大管理値を超えない設計ということを満足するというので、当初はですね、過去 5 年間の発生量で、今後 5 年間、
0:13:32	同じく発生しても、満足という評価をしてはしましたが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:38	改めてですね各施設からの維持廃棄物施設の確保に伴う運転廃棄物、これの発生量を調査しまして、それ、そのデータをもとに、廃棄物の区分ごとに処理して発生する廃棄物の数量、これを算出して評価する。
0:13:52	ということで見直しを行っております。この算出方法。
0:14:00	場所についてはそういう形で、
0:14:03	ということになります。
0:14:05	実際ですね。
0:14:08	その 17 番の方で実際の方を確保いたします。
0:14:12	すいません。関連する項目としては 18 番。
0:14:16	になりますが、
0:14:17	発生量と保管について政令の関係ということですね。ええ。
0:14:25	18 番についてはですね保管場 I の。
0:14:29	Aと、
0:14:31	移動ですね。
0:14:35	集積本城 4 から来た江崎安城市に移動するという話を、説明をしておりましたが、その本数が入ってなかったということです。
0:14:45	なのでそういう意味では、今回、
0:14:49	常陽の方の工事で発生する廃棄物についてもですね、評価を見直して、改めて算出をし直したと、ということにしております。
0:15:02	総括のコメントでございます。小谷修課長 1、
0:15:06	ー1 から 4 からですね 1 に移動するという話もですね、そこについても見直しを行っておりますので、その算出については、資料の方ですね。ええ。
0:15:19	07ー3 という資料がございます。これで改めて
0:15:25	数字の方も、
0:15:26	見直しを行っている。
0:15:29	ということになります。
0:15:32	最初に説明をしましたが、過去の 5 年間の本数で評価をしておりましたが、
0:15:39	今回改めまして、調査の結果、廃棄物の発生量の調査、
0:15:44	データをもとに、さらにですね、
0:15:48	城陽における工事廃棄物についてもですね評価をしております。前回この数字を使っていたのはですね、前回、
0:15:58	過去の工事の時に実績からですね、廃棄物の量を算出していたということで、少し多めに見ていたと。
0:16:06	いうところがございます。今回はですね、改めて工事業者からの最新の見積もり量ということで、それをもとに算出しているということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:16	そういう意味での実績、実施指針の実際に近い数値にということで、そういう意味では、大分減少したということになります。その辺りですね、再度、今年の5年間の評価について、
0:16:30	評価上、再度算出をしてですね、確認をしたということになります。その過程がですね、2507の3ページの資料の2ページの下からです。
0:16:42	でございます。2ページのさ、最初のところ①ですね、各施設の発生量、
0:16:49	企業の調査、
0:16:51	を行っております。
0:16:53	そこから発生する廃棄体の本数を、
0:16:58	どちらかにですねβγお答えして、続いて、更田も大半引き続き書類の提出はαのABと、あと液体廃棄物でそれぞれ量が出ますのでそれに対して発生する本数。
0:17:12	ドラム缶の発生本数を算出しております。
0:17:17	これについて通常の、その1廃棄物等ですね、が、
0:17:21	になります。その他ですね、3ページの②ということでこれは常陽の方の、
0:17:27	工事発生工事に伴い発生する廃棄物ということでこの目的に調節をしております、4ページの方ですね、については可燃不燃、ベータが前の廃棄物になりますが、エイスクエアの量を算出しております。
0:17:44	それらをもとに、4ページの③ということで5年間の廃棄体の発生量。
0:17:49	方を再計算しているものでございます。色がついてるところがですね、種類ごとに分けている合計ということで見ていただければと思いますが、一番上がブロック型のものでその下広がってますが、これはドラム缶形になりますので、ちょっと色ついた。
0:18:05	これをドラム缶型の合計というところで、それが上の者の合計と一番下がアルファの佐伯物Bのキャンペーンということに、
0:18:18	そちらを
0:18:21	最終的にはそれから④ということで、R6年からですねR10年までの5年間ということで、それを
0:18:31	一番左が右にあります保管施設、最終的には、現在出庫台数管理値並びに交代制が14保管体についてα貯蔵施設の方に保管する。
0:18:43	そうした場合に、いいですか。
0:18:46	最大管理能力を超えました。
0:18:49	ということで、
0:18:52	今回改めて、
0:18:54	直して問題ない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:57	超えないということを確認していくものでございます。
0:19:04	ちょっと反映されるということになります。
0:19:12	こちらも 161317 飛ばしますが 18、関連する資料という、関連するものということで、一つの資料にまとめているものでござい。
0:19:30	17 番。
0:19:33	についてはですね廃棄物の性状を考慮した設計ということで、線量等、各種の線量と健康を考慮して、
0:19:40	選定しているということで、はい。いるんですが、それは読み取れないというコメントでございました。
0:19:48	我々として 1000、要は、廃棄物をですね線量とか、濃度、そういうもので出てくるといわけ、それぞれ衛生上ものによってですね、処理の方法が変わってくると。
0:20:00	ということになりますが、それがわかるようにということで、資料の方を見直してございます。
0:20:07	別々に資料の順番があれですけども資料の 507-5 ということで、
0:20:11	杉尾作成させていただいております。
0:20:17	ここについてはですね管理する廃棄物の性状、線量、これに応じてですね処理工程、あと要求を選定して、容器、配給すパッケージ、または保管体に収納し保管している。
0:20:32	これについてはですね
0:20:34	追加重ねて保管するということなので最下段に積載された要件の破損がないようにということで、適切な方法で保管していくのが前提になります。
0:20:44	それ以降ですね放射性血の区分、あと使用権のよ。仕分け要件収納するということで、これについてはですね、前回の濃度とか、区分は書いてございましたが、具体的なものがなかったということで、その後ろの。
0:20:59	ページにですね、
0:21:02	廃棄物の容器の選定フローという図をつけております。
0:21:07	これはですね一応の種類性状等をですね、流れ、最終的にどういう容器に入るかという流れを示したものでございます。
0:21:17	まず廃棄物が発生しますが、当然その状態からその液体の固体化というふうに大きくまず分かります。
0:21:24	北井ですと左側行きますして後これ濃度によって液体技術のAかBかと、物が高い低いというものになります。
0:21:34	低いものについては、原因については蒸発装置 1 というものを、で処理しましてさらに廃液上一つにということで、処理しまして最終的にはその濃縮された液についてはセメント、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:46	一緒に固化するというのでこれは採水ドラム缶の方に注入されるという流れになり、
0:21:54	答えについてはですね、まず核種によって変わってきますので、まず答えであってそれが、 β γ なのか α なのかという判断が入ります。
0:22:05	β γ であれば、今度線量によって、
0:22:08	容器表面の線量によって、
0:22:11	β γ - A植田釜のBということで、さらに区分されると。
0:22:17	β γ についてはねさらに可燃か不燃か。
0:22:21	うん。ということで、さらにそこで粘性で分けられると。
0:22:24	金についてはですね焼却装置で焼却され、熔融され、ドラム缶の方に増えると。
0:22:31	船についてはですね。
0:22:34	形のもの、いわゆる紙バケツ、ペール缶等に、
0:22:38	入ったものについては、圧縮装置、
0:22:41	2で処理してドラム缶で大型のものについては角形こ構成容器というものがありますのでそちらの容器に封入されると。
0:22:50	線量の高いものについては、線量によってですねその種最終的な容器が決まるということで、遮へい能力の高いブロックの方が、必要であれば、線量によってですけどもドラム缶方も、
0:23:03	当然発生するという流れ。
0:23:06	ALPHAについては、
0:23:08	そこで線量で区分されまして
0:23:12	線量の高いもの低いものというふうになりますが、例えば低いものについては、可燃物については償却してどうするか。
0:23:20	不燃物についてはホール設備で処理をしてドラム缶と。
0:23:25	高いものについては、ファー封入設備で、最終的には α 貯蔵します保管体としてそこに引っ越されるということで、こういう形で、これ、こういうものはどういう流れで、最終的な。
0:23:39	こういう容器に入るかということで、流れを示した表になります。
0:23:50	流れっていうのは分かるっすね。
0:24:00	十八番があります。19番ということで、
0:24:04	こちらについては
0:24:08	それぞれ容器についてはですね、点検、外観、
0:24:14	赤字評価、生産しないことをどういう形で確認しているかということなんですけれどもこれについてはですね、それぞれ県、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:21	保管してる間にスペースがあって、点検用の通路があるということで、目視点検で、
0:24:27	外観目視で点検を行ってるということになります。ただしαの保管体についてはですね貯蔵孔内の空気をサンプリングして、
0:24:36	その空気を、
0:24:37	を測定してですね防がないこと。
0:24:40	これをもって密閉性が保たれているというような確認をすると、ことになる。
0:24:50	20についてはですね、これも
0:24:55	先ほど、5年間の保守料に関わってきますが、
0:25:01	先ほど中出進長説明はしておりますが、常陽を、
0:25:05	周到答え修正本城4のブロックを1に移動するということが前提にしてたということがあります。その場合ですね、答え修正感情1についてはスラブが必要になると。
0:25:15	ということになりますので、その場合の復旧はどう考えるかということでございました。
0:25:22	ここについてはですね、先ほどもご説明しましたが、所の工事になって発生するものについては、
0:25:29	もともと過去の実績から見積もっていたものを、自治体の工事業者が見積もてるように見直し、
0:25:35	いるというところでブロック型オフィスパッケージを移動しなくてもですね十分な保管ゆ余裕量があることを確認しておりますので、その記載については、
0:25:47	移動を前提としないような説明に変更するか。
0:25:50	ということで、改めて45004という資料の中で、
0:25:56	説明をしております。内容については、今、ご説明の中になってますが、
0:26:03	運動しなくても問題ないということで、この記載については削除するというようなことに、
0:26:09	しております。
0:26:11	第4、
0:26:14	あとは全体的にそこを落ちた対策を整理するというので、これについても全体に資料の方に反映すると。
0:26:23	今回申し訳ありません。
0:26:26	本来そのパワーポイントの資料に反映して、ご説明ということで考えてはいたんですが、笹伊井の方も一緒に入ってるということで、改めて葛西の方も説明してですね、
0:26:38	内容を確定した段階で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:41	ご確認いただくと、いうふうに今回すいません、そういう形で行ったので、今回のその説明した内容についてのパワーポイントの資料については、ちょっと日しなかった。
0:26:51	準備しなかったというか、
0:26:53	ご提示していないということ。
0:26:56	3の規制庁伊藤ですけれども、笠井のコメント回答も今回の資料に入れるつもりなんでしたっけ。
0:27:04	そうではない、なく、
0:27:08	今回のご説明では、まだ葛西です。
0:27:12	からのコメント対応についての、
0:27:16	取りませんので、
0:27:17	以外のものについて、このコメント回答表にて、個別にまずご説明をさせていただくというのは今日の
0:27:25	第2回のコメント対応の趣旨でございます。だから
0:27:30	第3回開校の、
0:27:34	コメント回答の説明資料として、パワーポイントを、
0:27:41	用意するかしないから、浅井対策は関係ないんじゃないかなと思ったんで、ご質問したんですけれど。
0:27:49	あと強い示しているということだと思うね。
0:27:56	そうですね。
0:28:00	はい。
0:28:03	いたします第2回の経営も、PowerPointへの反映というのは逐次行っております。
0:28:09	今ご説明したところを反映して同時に作っておりますので、ちょっと資料についてはこの、
0:28:16	面談後日また速やかに情報提供させていただきたい。
0:28:20	切り分けて作業されているのかなというところは確認したかただけですので、わかりました。火災対策の方は、市、
0:28:33	会合で予定されている案件はどんどんまず1の熱量は大事だと思ってますので、その上で火災対策の方は多分並行して進める必要があると思っています、
0:28:45	1施設、サンプルをまず整理したものを、
0:28:51	お示しいただいて、作業の方向性として、
0:28:57	イメージが合ってるかどうかというのを、それはそれで早めにやる必要あるんですけれども、会合、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:07	挙げられる資料にまず、していくっていうのは大事だと思うので、まずはそっちを優先しつつっていうことだと思ってます。
0:29:23	一旦ここまで確認してください。ぜひ、担保力入りまして、規制庁からの質問に移りたいと思います。
0:29:38	規制庁中澤です。確認です。もう、
0:29:44	先ほど説明いただいたコメント回答表の一番右の列ですね1月の面談で説明予定となっているものが、次回の会合でコメントの会。
0:29:55	をいただけるものってことで、
0:29:57	大丈夫でしょうか。
0:30:11	よろしく願いいたします。本当に。
0:30:19	今、蓄圧タンクなっていると仁科っていいですか、
0:30:25	聞き忘れましたので、2月というふうにさせていただきます。
0:30:34	同じコメント、規制庁の羽田です。ごめんと回答表の12番、6ページ目、7ページ。
0:30:43	9ページ目で、
0:30:45	もう12番のところでちょっとお伺いしたいんですけども。
0:30:50	核物質を規定関係する施設が今回も申請でも含まれてます。これも説明でしたけれども、
0:30:59	では申請書上はどうされるんでしょうか。核物質防護規定との関係を追加される。
0:31:07	予定ですか。
0:31:15	下旬ショウジです。はい。これについてはですねこの質問回答に書いてあるんですね。その辺については
0:31:26	申請する方に記載するということになります。
0:31:47	はい。15ページ、12番です。都築イトウですけども、
0:31:58	マサノPP
0:32:01	核物質防護規定についても追記をするっていうこと。
0:32:06	でよろしいですね。
0:32:12	質問規定。
0:32:14	OK。
0:32:15	手当をする部分もあるっていうのは説明以上追及されるっていうことでいいです。
0:32:24	所長です。申請書の記載として、核物質防護規定と規定してますという記載をするという。
0:32:34	ということで、はい。いやそうなります。ですよね。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:40	ちょっとこれ確認なんですけれども、今 12 番の室質疑回答対応方針のところ、建屋名詞を行ってますけれども、これは行ってもいいっていいんですかね、整理としては。
0:33:01	炎症そうですね名称としては特に問題ないと思うんですがその場所とかそういうものは、
0:33:06	わからなければ、毎年措置の内容を言ってるわけじゃないかなっていいんですよね。わかりましたわかりました。ありがとうございます。いえ。
0:33:16	そうすると、
0:33:18	この方の、
0:33:22	に関してちょっと質問の意図がうまく伝わってないような気がしたので、寝るため確認をしていきたいんですけれども。
0:33:32	検査の事項で、何でとげるだけで、
0:33:36	いいんですかっていう質問をさせていただいて、要は
0:33:44	方針 2 防止の対策としては、
0:33:47	柵さく等を設けるって一番外側の話がありまして、その建屋ごとのDD、
0:33:56	持ち申し込み管理もありますので、その辺はぜひ立松の出入り管理とか、爆発物の確認とか、いろいろやる必要がありますと。
0:34:07	出た段階でやることになっていて、
0:34:11	そんな中で、なぜ
0:34:14	一部の、その扉の検査だけをすれば、その全体方針防止の、
0:34:20	対策の検査として十分だっていえるんですかっていう質問だったんですけどそこは事故が続いてますか。
0:34:33	現地の方イマイです。そうですねちょっと考え方は、
0:34:42	ご指摘の通りで、対象施設がありましてその周りに、柵がある、もしくはその建物の壁がある。
0:34:52	さらには自動車として、敷地境界周辺バリアがあると。
0:34:58	いうのと、多重の柵があって、さらに、それぞれに扉を出入りを管理することによって、この
0:35:07	1 方な侵入の防止のinch条件を満足させようと考えております。で、
0:35:14	今ちょっと扉だけをというところがございましたので、ちょっとここに復活してちょっと、
0:35:21	母体として考え、変えてしまってる場所があって、全体の説明ができてないというのはもう、理解しました。
0:35:29	ここの考え方を盛り込んで今ちょっと口頭で申し上げた、
0:35:34	設計欲しいんですね、こちらを述べる必要があると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:39	ですので、扉だけではなく、その作壁上の、
0:35:44	健全性を維持する必要も同時にある、そういうことがわかるような文章にするんだらうなと思っております。
0:35:51	そうですね。やっぱその対実際にその方針にどうしてやる措置が 10 個あったとしたら、
0:35:58	そのうちの 1 個はその設工認で見るべきものなので設工認の検査の中で見ていて、別ではある。その三つについては、その核物質防護措置に伴ってやっている、立ち入り制限とか来てなので、それ
0:36:14	ソフト対応になるかもしれないけれども、それを、
0:36:18	この各室防護の規制の中で、確定をしますからそういうその住み分けをちゃんと説明いただければいいかと思うんですよね。
0:36:28	わかりました。別所です。はい。
0:36:31	そうしました。
0:36:43	まず、選出本会からオオツカです。
0:36:46	当先等、その住み分けを意識して記載するというで先ほどコメントいただきましたがさらにその、
0:36:54	各層ちいについてですねそれについて、ソフト面とハード面それぞれの
0:37:02	検査です等はハード面になってしまうのかもしれませんが、それについては検査でどのように見ていくかっていうことも、紐づけて、説明、それは接合 2 のその本文事項として、もともと申請書に書くべきことだと思いますので、はい。
0:37:19	ちょっと下、扉のことだけだと思うんですけれども、ちゃんと書いていただいています。
0:37:27	ありがとうございます。
0:37:30	施錠管理保安規定で含めてですね確か。
0:37:34	だから、特段その検査をすとかそういう形ではないと思うんですよね。
0:37:47	ちょっとすいません。別の話で戻っちゃうんですけれども、2 ページ目のナンバー 2 のところで、外部事象のところですけども。
0:38:00	まず竜巻とそれ以外は分けることはまだ検討中ですということだと思うんですけれども。
0:38:08	分けて説明ができるかどうかは、
0:38:13	何を、
0:38:14	確かにね、判断時ね時間を要しているのかっていうのを確認させてください。
0:38:31	助教庄子です。はい。こちらについてはですね、ナンバー 1 の方でも、
0:38:37	も述べているところはありますが、
0:38:42	真壁の方ですね、立崎攻撃の方を、結果ということで、添チャー。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:51	を踏まえた上で、確認しなきゃいけないっていう人がちょっと時間かかっている感じ設備等ですけども、それ以外の話を先に説明できるかどうかの判断がなぜ時間がかかるのかっていう。
0:39:07	ことを教えていただきたいと思ってまして。
0:39:10	それは高部の調査結果にも依存しないと思うんですけども。
0:39:15	駒井です。はい。
0:39:19	細田と今、
0:39:22	例えば外務省であれば、竜巻事象以外のものについて、切り分けて、説明できないかということだと思っております。今、
0:39:33	管理施設としては、
0:39:36	外務省を今すべてではございませんけども、安全機能の担保のためには、代替、
0:39:45	をする、そういうような要素がございますので、その、
0:39:50	整合性も、
0:39:52	一応確認をする上で、ちょっと今この切り分けっていうところに時間を要しております。また、
0:40:00	火災防護の観点からも、対象防護。
0:40:04	関わる部分の整理というところを求められますので、
0:40:10	べき機能というところの確認と、それを守り方について、評価に基づいて、設計方針に基づいて確認してるところで。
0:40:22	今、
0:40:23	対象の
0:40:25	設備、守るべきものというところを確認しておりますので、
0:40:29	少しそこでお時間をいただいているというところでございます
0:40:35	先生の意見ですけども、
0:40:38	火災対策とその確認すべき点は重複していて、判断に迷うところっていうのは具体的に何かどういう点、
0:40:48	なんでしょう。何か防護対象って、大分いつも母体しとっても許可の段階、決まっているんだと思っていて、
0:40:56	火災対策の方も、基本的に防護対象はもう決まっているんじゃないかなという。
0:41:03	いらしてその守り方は、火災は確かに内部火災どういう広がり方をするのかとか、波源はどこにあるのか。
0:41:14	という出番なりどこにあるのかっていうのを基にして考え、
0:41:18	その火災対処設備、感知器とか消火器の配置とか数とかっていうのは、
0:41:24	当然影響を受けるとしてるんですけども、だからあれか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:30	外部事象の、その代替措置が必要なものとして障害が出てくるからってことです。
0:41:38	駒井です。ちょっと今、幾つかのことを一緒に述べてしまいましたので、整理させていただきますと、
0:41:47	のお話のありましたように、守るべきものは、火災防護対象設備も、安全機能も、許可で整理をされております
0:41:57	同解説の場合は、代替によって安全機能を確保するという観点から、その代替の方法っていうのを、ご説明することになります。
0:42:07	今、その火災設備は火災の方のところでは、
0:42:17	クラス分け、クラス分類からの整理をしようとしてるんですけども、原子カプリアルファというところの、
0:42:25	観点での、
0:42:28	整理ということで、お話をいただいているところでございます。
0:42:33	そこに、プラスアルファの考え方をどうするのかっていうのが一つ。
0:42:40	まだ煮詰まってないところがございます。
0:42:43	そうしますとそれに対してそれがあるのかないのかによりまして、これの代替のか、考え方をどうするのかということも波及してきますので、
0:42:52	ちょっと今、
0:42:53	全体として、
0:42:54	守るべきものについては明確化されてますけども、
0:42:58	原子力+ α っていうのがあるのかないのか、あわせて代替について、どの2画するのかと。
0:43:05	その場合に、向かえる仕事の関係で整理できるのかということもあわせて、
0:43:11	確認する必要があると思っておりますので、そういった意味で今見締め時間に時間を要している。
0:43:17	そっちですか。
0:43:20	規制状況ですけれども、そのプラスアルファの対応が発生仮にしたとすると、
0:43:28	当該その措置も、外部事象の守るべきものに追加をされるので、家財対策が決まらないと、外部事象がすべて
0:43:39	この本を対象はすべてフィックスしないってそういうこと。
0:43:44	岡店が、
0:43:46	あるんだろう。
0:43:52	認識。
0:43:55	バーン。
0:43:57	確かに片方で負債対策が全部決まってから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	今回技師長の説明を始めた方が、
0:44:06	綺麗なのかもしれないんですけども、
0:44:12	決まってない部分は少し留保しながら、それを、
0:44:17	決められるところは、先に議論をすとか、何かやり方を少し工夫してされた方がいいのではないかなと。これ別には、私が言うことじゃなくてこうしたら全体の進むと思うんですけどっていう提案があつての話だと思うんですけども。
0:44:35	それに対して我々は、こういう懸念があるから、こっちの方がいいんじゃないですかっていう、議論ができるのかなと思うんですけど。
0:44:44	うまい進め方が少し検討いただいた方がいいのかなと思ってます。
0:44:49	なかなかいらっしゃるんだと思いますけど。
0:44:52	はい。
0:44:55	今、河西委員関係についての整理も今我々の中でやっております。
0:45:01	サンプル資料、
0:45:04	もう準備なんかも進めておりますので、
0:45:07	そういった意味で、少しこちらの方のお話ができればですね。
0:45:12	見通し感がつかめればと、ちょっと思っております。
0:45:15	監査の全体的な進め方についてはこちらのところで考え、整理させた上で、
0:45:21	改めて説明させていただきます。
0:45:24	先生と承知しました。次に伺いたかったのはそこで、サンプルっていつごろ提示される予定で今いらっしゃいますか。
0:45:37	長小山です。
0:45:40	金ができておまして、
0:45:46	面談後すぐにでもというところで、考えております。
0:45:51	江藤規制庁イトウです。
0:45:53	それアプローチの仕方というか整理の仕方はその処理場との平仄をとっているっていう理解でいいんですか。はい。そうです。確認しております。
0:46:05	わかりました。ありがとうございます。
0:46:09	じゃあ、
0:46:11	お願いします。
0:46:26	読みますけれども、一番最後のページですが、2 番号 19 番のところですけども、
0:46:37	これはお前、該当ないよって前回の会合で次に回答済み。
0:46:45	なんじゃないかなと思って聞いてんですけど。
0:46:49	その認識で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:53	結局原子力規制庁実際前回ですね、補足資料等でもですね、計算結果の方を提示させていただいているものではございます。
0:47:03	この回答のところを介護の場で説明いただいていたかと思うので、ちょっと示し客には、
0:47:14	説明に向けてはなく警戒会合で回答するとか、
0:47:18	しておいていただければと思います。
0:47:21	思います。
0:47:40	示せますか。はい。
0:47:44	続いてですね資料の 507-1。
0:47:49	ところでちょっとお伺いしたいんですけども、規制庁の中澤です。
0:47:54	ここのですね、教育への記載例。
0:47:59	いうのがありまして、ここにですね、機能維持のための方法として、消火設備の設置の、
0:48:09	設けよう設備の設置及び作動だって、
0:48:12	安全性に影響を及ぼす恐れがないこと。
0:48:17	そういうところはちょっと、ちょっと。
0:48:23	何というんですかね。
0:48:25	機能が維持されていることを判断するための基準がこれでいいのかなっていうのはちょっと疑問に思ってます、これもちょうと教えていただけませんか。
0:48:48	延長保証です。はい。火災等による紛争防止の機能維持というための方法。
0:48:57	ということでまず小中
0:49:01	消火設備、並びに警報等はまずは設置している。さらには、その機能が、
0:49:09	はい。
0:49:10	機能をとかですね機能については作動するというそこ、そこが
0:49:17	まずはそこは
0:49:22	機能するというのを、であれば、
0:49:26	事前に検知等をべき、対応、今後そのあとの対応ができるということで、そういう意味では影響を及ぼす恐れ、
0:49:36	決められた機能方を、
0:49:40	発揮できれば、
0:49:42	倉庫の方、
0:49:44	その対応にも問題ないということがいえるということで非影響を及ぼす恐れがないということで、記載は必要でございます。
0:49:55	規制庁の木場です。そうですね。決められた機能を発揮するというのはですね、消火設備と警報設備だけでいいのかなというのがちょっと疑問なんですけれど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:08	谷井なんか見なきゃいけないもの使ってないんですか。
0:50:19	関係する。
0:50:25	消火設備、
0:50:29	この方法で佐藤に変えておりますけども、
0:50:35	奥出委員、田子秘書。
0:50:42	目です。
0:50:45	もう、
0:50:48	右意見照会の消火設備は、まず、いわゆる、よくある、時価法意義いただくと。
0:50:56	感知器。
0:50:58	それから、警報連絡盤、
0:51:01	それから、
0:51:03	各地域から構成されておりますけども、
0:51:06	それぞれが外観上問題ないかどうか、適切な場所であるかどうか。
0:51:13	配置人数も含まれます。
0:51:17	実際に作業するかどうかというところが、
0:51:21	機能維持なんだろうなというふうに、
0:51:24	考えております。そういった意味で、外観は1サブ、
0:51:29	統計、消火設備の機能維持を図る。
0:51:33	消火月の中には例えば消化器なんかもございますけども、
0:51:37	その場合であれば、何回かですね、消化器は今、修繕する早速のgageがあつたりしますけどもそういったものですので、
0:51:47	委員会監視として、適切な場所に、人数も含めて配置されてるかどうかというところを確認すれば、牧野異議の、
0:51:56	の部分であろう。
0:51:58	そのような、考えてもいいですからこれを原因して今進めてください。
0:52:04	ありがとうございます。規制庁中沢です。これはあくまで例であって、火災等による損傷の防止に鍵。
0:52:14	経営パークまで例を挙げてらっしゃるという。
0:52:19	保健所もあります。
0:52:20	当第2回の審査会合説明資料の中では、各機能について、何を確認をするのかというのを、表を記載してございました。
0:52:33	笠井講師であれば、
0:52:37	この今機能、ビルのための方法に対して、三つの方法。
0:52:43	外観はサポート。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:45	いうことを、表でご説明しております。その他、火災等による損傷の防止という観点では、
0:52:52	不燃性な物の材料を使用することというところの機能異常。
0:52:58	確認の方法というのを、表で示しております。すいませんちょっと今ここにはないんですが、
0:53:04	それは、
0:53:06	それについても外観、
0:53:08	出ずに問題がないかどうかを確認する。
0:53:13	そういうのは加来の方法を、
0:53:17	委員会の方、PowerPointの中でご説明させていただいておりますので、そこをちょっと補足させていただいている。
0:53:23	思います。さらに具体的に、
0:53:26	各機器、
0:53:28	について、案件機能が、
0:53:33	その他の大津安全機能に対する、確認の方法はどれ確認を紹介に。
0:53:41	お示ししたのが2ページ以降の表でございます。
0:53:46	ありがとうございます。
0:53:59	1課はい、白鳥委員、ちょっと補足させていただきますと、
0:54:07	今、表1ということで、添付をさせていただきます。
0:54:13	このは、これはどっか要件を要求されますが、
0:54:20	ございます。それに、仁木。
0:54:23	そこで、他では丸印になってるんですけども。
0:54:28	この丸印に該当するものについて、どういう検査の確認項目をするのかというのを一覧でお示しておりますので、安全機能については漏れなく、今、されているというふうに整理をしているものでございます。
0:54:45	補足でした。
0:54:52	今日ですけれどもちょっと同じところで説明をしたいのが、
0:54:58	iPhone
0:55:00	表の中で、仕事、あとは、1ページ目。
0:55:05	安全系は比較的わかりやすいので、
0:55:10	今の表現でいいと思っていて、要求事項に照らすと、
0:55:17	安全機能が維持されていることをどう確認するのかっていうことなのでそういう意味で言うと次に来るのが、どういう方法でもって確認ができるのかって、
0:55:32	今1ページ目の記載でその機能維持のための方法っていうのがあるんですけど、何となく

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:41	外観確認で配置確認、
0:55:44	はいどうぞ。
0:55:47	何を満足してれば、機能が維持されていると判断できるのか、っていうのが必要なんだと思ってるんですけども。
0:55:59	これ言ってる機能維持のための方法っていうのは何か判断基準について用度してるんでしょうか。
0:56:10	この第2回の会合の資料の段階からちょっとしっくりきてなかったんですけど。
0:56:20	を、
0:56:23	檀基準という意味ではあくまでも確認の方法。
0:56:28	に対して、それぞれ判定基準があるだろうと思っております。
0:56:40	維持のための、ちょっと確かにちょっと日本語のニュアンスがあるのかもしれませんが、
0:56:52	機能に対して、
0:56:57	もう、
0:57:01	具体的に何の動画。
0:57:04	方法でしょ。
0:57:06	させるのかというところを、
0:57:10	下の、
0:57:12	先ほどございまして、
0:57:17	はい。損傷の防止の安全機能を維持させるためには、
0:57:22	どのような方法、
0:57:27	いうのを確認すればいいのかというところを整理したと、いうものでございます。
0:57:33	それに対して、それぞれの検査の方法と判定があるんだろうと。
0:57:39	もう
0:57:40	もう少し分化して、
0:57:43	江藤正一の記載例のところのホーム表示のための方法っていうのは、
0:57:50	複数のことを一文で書こうとしてるので、よくわからない表現になってるなと思っていて、これが分解するってどういうことを言おうとしてるんですか。
0:58:07	分解したときの一つのパーツをまず説明いただければいいんですけども。
0:58:20	そうですね。そういう意味ではですね消火設備、消防設備に限って言えばですね、例えばの感知器の、
0:58:28	配置ですね、まずその相場適切に配置されているという前提であって、その状況。
0:58:40	愛知信金、警報としてはその一連のですね、警報の発表の流れ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:46	についてですね、そこ打ち込みの中で、設置条件の確認テストを設置すると、というような状況でやってますので、その状況が変わってない、いわゆるちゃんと設置されている。さらには、その事前の、
0:59:00	感知できるという流れ。
0:59:03	になるので、そこ買おうと言えばそういう形で、もともとの設置基準で満足してるという前提があってそれをちゃんと意義してる、その位置にありますという、
0:59:14	流れですね。
0:59:16	設備ごとに
0:59:20	昨日以前決める方法でどういう状態であれば、機能が損なわれていないのかっていう説明をしていて、それに応じて
0:59:32	確認の方法は
0:59:35	ブレイクダウンされていて、前回の会合資料と、
0:59:40	確認、兵庫県にその方半径基準、
0:59:44	を示しましたってということになってると思うんですね。
0:59:57	わかりました。ありがとうございます。
1:00:03	ちょっと違う話なんですけれども。
1:00:07	コメント回答の資料って、複数のファイルはご提出いただいでいて、何かこの分け方とあって、
1:00:16	意味があったりするんですか作業場。
1:00:20	仲委員があったんです。
1:00:23	建築部長ですいません。
1:00:25	この理由はなくて資料1についてはですねちょっと添付の方が多かったんで、そこはちょっと分けさせていただいたというのがございます。あとはちょっと要領を変えてはいたんですがすいません、後ろの方については、
1:00:38	本来一緒にしても問題なかったかなという。
1:00:43	規制庁イトウですか。ありがとうございます。
1:00:46	じゃあ何かその作業者が、別にいいなっていて、作業者ごとに何かファイルを開けて、そういうことではないってということですね。
1:00:57	申し訳ございません。
1:00:58	そういうことがございます。一応要領も含めて間構成も考えてください。
1:01:04	今回、ちょっとあまりよくなかったというのは、議会、いえ、細かい話で恐縮なんですけれども。
1:01:12	心配したのはそう。
1:01:16	そう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:17	全体を通して見ている人がちゃんと意見確認した上で提出をされているだけ るんですよっていうところを示したので、
1:01:25	そこは問題ないということよろしいですか。
1:01:29	はい。そこは
1:01:33	資料の統合の
1:01:37	技術的などところで、
1:01:42	はいはい。わかりましたありがとうございます。
1:01:56	規制庁の岡沢です。表 1 の中身の方でちょっとお伺いしたいんですけど。
1:02:05	おっきいの一番上の最初の方ですね、IP処理等の待機活断層地域のところに ですね。
1:02:14	ここでピットと主要配管のところ、外部からの衝撃による損傷の防止で外観確認 ができるんですけども。
1:02:24	主要配管で外部事象の影響、何かできるんですけど。すいません。
1:02:41	四方樁委員の場合は竜巻をつくれと言ったんです。
1:02:47	うん。
1:03:36	麻生柄沢さん、課長さんの評価の中で、
1:03:44	それではないんですけども、
1:03:53	歯科の漏えいの話かを知っていて、
1:04:02	所定の席について、安全機能を有することのご説明をしていたかと思ひます。
1:04:12	ここ。
1:04:41	ご覧いただきました。回答のところ。すいません、再度確認させていただけれ ば。
1:04:50	よろしくお願ひします。
1:04:53	今の空き状況ですけども、定期蒸発装置のところは、例えばっていうふうにし 上げただけなので、
1:05:01	全体見ると他にもあると思ひているので、
1:05:05	そこはよく確認いただければと思ひますと。
1:05:09	もう一つありまして、
1:05:13	さっき話が上がって竜巻防波壁。
1:05:18	この表には出てきていないんですけども、多分、
1:05:21	健全性を維持する対象になる。
1:05:23	ですかね。
1:05:29	やっぱり形式になります、
1:05:39	42 分、40、24 の 2 ページにですね、表示ございますが一番心配しました。驚見事 務局長。すいません、お願ひいたします。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:01	ウェット社会部長のところだけ見れば、
1:06:06	いいですかね。
1:06:11	声がある。
1:06:13	なんて項目あるけど、地盤傾斜どう確認するかっていうか、いろんな資料ないですよね。そうです。
1:06:26	ということで、
1:06:30	はい。
1:06:31	警部。
1:06:45	そうですね。一番等は、正木委員なんかできないということで、私はですねこの壁が健全であるという、
1:06:56	そうですね、有害な傷とか変形がないということを確認するということで、
1:07:03	何回か検査とって位置付けております。はい。
1:07:18	おナカザワです。ほぼ機能確認のところなんですけれども、えっとですね、新人。
1:07:26	名称の記載がどうなるのか、関係にしております、儘田先かとは思んですけどですね。
1:07:36	先生、申請書の記載の方はどうされるおつもりか、今具体的に。
1:07:41	神戸委員、終わりでしょうか。
1:07:49	うん。
1:07:57	もともと、第2回の審査会合資料でつけております考え方の説明について、
1:08:05	審査商品、
1:08:08	そしてご説明をする。
1:08:10	ことを考えております。
1:08:11	今表1のところがございますけども補足説明資料というところですよ。
1:08:18	%と考えると具体的ななど。
1:08:20	これらの
1:08:24	申請対象範囲だけになりますけどもそこらについては、
1:08:28	例えば今申し上げた、竜巻防護に関する壁については具体的な検査の方法を考え、工事の方向で、またご説明することになると思っておりますのでそういう、
1:08:41	申請書の形のイメージでございます。
1:08:47	ではイトウ。
1:08:48	説明するべきっていうのは多分違うんだと思うんですけども。
1:08:53	本市の方法はあくまで使用前確認で、使用前事業者検査として何を検査するのかであって、
1:09:01	内容は同じかもしれませんが、
1:09:07	11条。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:10	機能の仮定の要求はそれとは別の、
1:09:14	話で運転段階で並木の何を確認することで機能維持を図るんですかっていうことなので、申請書の記載事項としては別に書いていただくっていうそこは理解。
1:09:28	終わってますでしょうか。認識は、
1:09:37	現象起こります。今、
1:09:39	安全機能の 12 条に、
1:09:44	各機能について、表、今、この 507 の、
1:09:50	今日、
1:09:53	伝えるとありますけども、
1:09:54	各安全機能に対してどういう方法で何を確認するのかというところが、申請書の中で、ご説明するんだと思っておりますですよ。はい。
1:10:05	申請書の記載場所工事の方法とは別なので、そこは合ってますんで。
1:10:11	これは本文みんなのですよ。はい。
1:10:15	すいません。はい。
1:10:18	表 1 は補足説明資料、そうですねはい。
1:10:25	若者の方は、提案ごとにわかれへんが分かれていますので、
1:10:30	そう泊度上げスプリンクラーをされたものが
1:10:34	書かれるっていうんですか。
1:10:37	はい。
1:10:48	7 日はよろしいですか。はい。では次、次の 507-2 の方にしたいと思います。
1:11:00	そうですね。注腸ナカザワです。はい、どうぞ 510 から 100
1:11:06	逆に、507 の東郷福永さんですね。
1:11:11	なんですけれども、
1:11:14	説明した。
1:11:15	出ている内容が結構かぶっているなと思ってまして、今まとめて、日本の回答にしてしまってもいいんじゃないかなと思っているんですけども。
1:11:28	いかがでしょう。
1:11:30	背景、原子力交渉最後、そうですねもともとコメント等が関連するところだということで、まとめてきたと。
1:11:43	まず最初の作戦的そうです。そこは少し内容が規制があって、ここはちょっと個別に、
1:11:51	記載をスタッフ、木下委員、ちょっと分けさせていただいたというところはございますが、
1:11:57	関連してる場所なので、考え方としては統一してかける方だとは思いますが、はい。コメントをですね、今分かれています、1618。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:10	20 というところをまずコメント並べさせていただいて回答ちょっとこの現状のことをまとめて変えさせていただくという形でちょっと修正させていただければ、わかりやすくなると思います。よろしくお願いします。
1:12:29	507 の 3 のところでちょっとお話ししたいんですか。
1:12:33	の上から 2 行目ですね。
1:12:37	これにですね、今後 5 年で発生する二次廃棄物の他施設の稼働に伴い発生する 運転廃棄物、
1:12:49	であるんですけど、いや、この運転廃棄物の受け入れは、廃棄物管理施設の使用意見、
1:12:56	S検査、
1:12:58	等は全部終わってから形です。それでよろしいですか。
1:13:03	はい。はい。
1:13:10	思うんですね、常用での工事廃棄物。
1:13:15	これまでの想定より減っているというご説明でしたけれども、城城様、もう。
1:13:27	出して説明されている理由って何かあるんでしょうか。上位ばいい。
1:13:34	所が一番大きいってということなんですか。
1:13:38	195 ショウジです。そういう意味ではですね今、常用運転再開に向けての許認可も 含めてですね対応しているところで、その中で工事、
1:13:49	が発生するということで、今のまず最優先、
1:13:53	話題としてですね、そこは進めているところでありまして、
1:13:57	そういう意味では商品の工事で発生する廃棄物が、通常よりは、今日も多く出ている、 ということなのでまずはとしてはそこを評価すると。
1:14:13	だから他もですね、もう、
1:14:16	いちいちについては、もう
1:14:20	結構いただいているということで、まだ運転はしてありませんが、その他の施設に ついてはですね、調査を行っておりますので、その中で、
1:14:31	やっぱり特化してるのは、譲与、
1:14:33	ということで、はい。ちょっとここで書かせていただいておりますが当然ながら、他の施設 についてもですね、状況は確認して反映させていただく。
1:14:41	この数字でございます。
1:14:49	507 のところですねは、5 年間に発生する廃棄物の見積もりを計算し直していただ いてまして、ご説明の通りなんていうんでしょう。
1:15:05	容量は十分あるって結論になるんだと思うんですけども。
1:15:09	ただそれを資料上を明記させていただいて、進めさせていただきたいなと思っ ますので、パワポの資料に反映する際は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:19	よろしくお願いします。
1:15:21	はい。すいません、社長説明ということでさせていただきます。その辺については、確実に
1:15:31	優秀だということで柿木さん、いただきます。
1:15:40	以上の方にも、資料の方にもそれはちょっと反映させたところであると、見えない、なりますので、あわせてパワポの資料、ちょっと抜粋して、結論と出席させていただければと。
1:15:53	はい。
1:15:54	お願いします。
1:15:57	以上ですけれども。
1:15:59	二つほど教えていただきたいんですが、この熊野さんの資料の、
1:16:08	番号 3 ページの関係。
1:16:11	僕から 2 番目の α 固体廃棄物のところなんですけれども、これの令和 10 年度で、Q2、発生本数が増えているのはこれで何が。
1:16:23	心配をあまりというか、動き傾向が増えている。
1:16:41	ちょっと、
1:16:45	ちょっとショウジです。はい。ALPHAについてはですね、前、前のお笑いとしてはですね廃止措置の方を進めておりまして、年検討。
1:16:55	というところがございます。あその廃止措置の方も今、計画が進んでいますので、それについても当然この、
1:17:02	算出にあたってはですね考慮しているものでございますので、それが今、
1:17:08	このうちの方でその計画で α A の廃棄物が出ると、ということになりますので、その辺の、その埋設関係のですね。
1:17:17	廃棄物と、
1:17:20	後になります。
1:17:23	そうすると、令和 10 年以降、継続的 2、何か一定期間出るってそういう感じになるんですかね。
1:17:30	それとも何かスポットでそこだけ、その作業が集中して、あと当初当然計画は当然ございまして、その段階的にその、
1:17:40	廃止措置ということで対応していくということになるので、その場所によって変わってきますのでこの特別 10 年っていうわけではなくて、その前から少しずつ、
1:17:51	反映されてるというふうに言っていただければと。ありがとうございます。
1:18:00	あ、もう 1 点は、
1:18:04	常陽のその工事廃棄物通の発生量の見直したことでいうば、
1:18:12	過去に減らしたってということなんですけれども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:17	見直して、
1:18:22	5年は容量いっぱいにならないっていう結論を導いてたっていうのは、
1:18:27	結論へと数字的な結果をまた見せていただくタップして、
1:18:34	そうじゃ、どのぐらい容量を確保し続けられるのか、っていうのは、5年以降の見通しっていうのはどうなるんでしょう。
1:18:44	何を言いたいかっていうと、その内、もう5年ワー括弧できるんだけれども、
1:18:50	ワイヤのかなりいっぱいカツカツで、すぐに超過してしまうので、
1:18:58	廃棄体を移動して、
1:19:00	しなければいけないんですけどっていう状況なんだとしたら、あまりその余裕を持って、
1:19:08	基準を満足したとは言いがたいのかなっていうのを心配していて、
1:19:12	なので、
1:19:15	廃棄体を移動しない前提で、じゃあいつまで、いう発行し続けられるのかっていうのは何か程度を知りたいなと思ってまして。
1:19:31	臨職交渉です。はい。その辺もこの今回のその算出にあたっては、ちゃんと反映してるんですがすいませんこの場でちょっと回答するっていうのはちょっといきませんのでちょっと戻ってですね、まだ確認させていただいて改めて回答させていただければと思います。
1:20:05	お知らせ解放で説明いただく際にもですね今みたいな、そのプラスアルファの説明はしていただいた方がいいのかなという気はしますよね。
1:20:21	全部させます。
1:20:33	はい。最後のコメント回答で他に何かございますか。
1:20:46	規制庁イトウですけれども、
1:20:50	その中からですね。
1:20:54	申請予定。
1:20:56	それを将来的な申請予定というのを定期的にご提示いただいていると思っていて、その中ではその遮へいスラブで、遠からず出てくるっていう。
1:21:07	前提になっていたと思うんですけども。
1:21:12	さっきの質問とも関連するんですけども、
1:21:19	どのぐらいのタイミングで本当に必要っていう、本当に何か急いでやらなくちゃいけないんだったら、
1:21:26	利用料は若干確保できているんだけれども、今一緒に工事しちゃいますっていうやり方もあるでしょうし、
1:21:42	あそこなんかどういう計画でお考えなのかな。
1:21:47	以前別に分けることを否定はしないんですけども、
1:21:55	先ほどのお話ありましたように、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:58	5年後以降の見通しとあわせて、
1:22:02	いつまでにしなければいけないのかというのを持つと思いますけど。
1:22:06	それは場所の方でございますので、
1:22:10	ちょっと持ち帰らせていただきまして、
1:22:14	はい。
1:22:16	追加の関係の申請についても整理させていただいて、
1:22:21	ご説明させて
1:22:24	はい、わかりましたよろしくお願ひいたします。
1:22:40	offになれば、次の資料に進みたいと思います。
1:22:45	はい。小竹。
1:22:47	資料 507-5 関係なんですけれども。
1:22:54	2 ページ目で、廃棄物等仕分けのフロー図を、
1:23:00	示していただいています、
1:23:03	これらの補足説明資料で、そのヒアリング資料でご提示いただけると理解しやすいかなと思ってるのは、それぞれのカテゴリーに該当する廃棄物、
1:23:18	発生元として例えば野呂支店ってのはおかしいの施設なのかどうか。
1:23:22	その由来とともにどういうものは、
1:23:25	あるのか、のを簡単に評価何かで示していただけると。
1:23:31	理解が進むのかなと思ってまして。
1:23:34	そういったものを提示したことは可能でしょうか。
1:23:39	どうも。はい。はい。
1:23:42	ほかにといいますと、例えば
1:23:46	一番右の保管体に、例えば、例えば①みたいな版を付けさせていただいて、その①は例えば何ぐらいとかっていう。
1:23:57	そうそう、本治療法。
1:24:00	記載したい、整理していきたいな。
1:24:02	その規模ということでございます。どっちかというとその上流で液体-亀裂ABとか、データが個体ABとかにありますので、
1:24:15	それ、その廃棄物の区分ごとに、
1:24:19	イライトを具体的な例、そんなイメージかなと思うんですけれども。
1:24:24	はい。
1:24:30	もともとちょっと本人にも多少書いてあると思うので、それを少し具体化していただくっていう感じなのかなと思ってるんですけど。
1:24:38	はい。
1:24:40	この表の条例の部分で、各施設が計画施設からとも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:45	この区分も、
1:24:47	はい。田井Dの区分が出るのか、例えばそれが何だろうかというところの一覧表を別に施設単位で、
1:24:59	書き分けていただかなくても、施設、使用施設ぐらい累計でいいと思ってるので、
1:25:06	中身のイメージがあるか。
1:25:08	ついた方が、間瀬坪井店でいいかなと思ってまして。
1:25:12	福西イメージですか。山下島
1:25:22	によろしいんでしょうか。
1:25:31	それでは、第3回会合の資料の方、
1:25:37	思います。
1:25:47	もう限られてますので、ちょっと重点的に、はい、わかりました。
1:25:55	規制庁場で資料は、ご指摘になったところをお伝えさせていただいて、各種いただければと思います。
1:26:13	店長、中澤です。今回の介護や資料で説明したいものについて、一応確認なんですけれども、資料の6ページ目です。
1:26:27	こんなところにある。
1:26:30	設備が並んでますけど、この新規申請対象設備が今回の説明を貸し説明したい設備ということでよろしいんですか。
1:26:43	部長。
1:26:45	はい、そうでございます。
1:26:50	をですね、資料の中身を拝見しているとですね、本、6ページ目に挙げられている設備以外の、
1:27:01	から設計に変更はなくて、基準の方も変わってなくて、発信す。
1:27:10	記号性能説明が不要という設備が結構含まれているなと思ってまして、ご提案なんですけれども、申請対象である設備に絞って説明いただいた方がいいのかなと思っております。
1:27:28	その上でもし必要であれば、その3コース、後ろの方に参考として、
1:27:36	つけていくわけです。
1:27:39	私の方がいいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。
1:27:45	訪問ですとかですね、話し合ったって例えば、資料の中で言う10ページ、11ページというところが一つの例なのかなと考えております。ちょっとお示しする上で、11ページ。
1:27:59	新規申請製品ということでは把握での関係でわかりさせていただきました。で、そうでないものは、申請対象ではないので、
1:28:10	削ってしまってもいいんだらうなとはちょっと思いつつもですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:15	あの日、
1:28:17	等で負圧を維持してる、建屋で、二つを維持してるものがあるものないのっていうところの、整理の観点から、
1:28:26	このような表をあえてちょっとこう、
1:28:30	残しつつ、お示したということでございます。
1:28:35	説明上
1:28:38	この新規申請設備の説明は、依頼は出てこないんで、
1:28:44	全くなくても説明としては成立するものと、どこまで削ったらいいんだろう、決めてもいいのかなというところがちょっと町長としてありまして、残したものでございます。
1:28:55	いければですね例えば 10 ページに関しては、
1:29:01	設計方針基本方針のところ、
1:29:05	申請条文に記載が、
1:29:08	あるものについては当然書きあらわしますけども、
1:29:12	すでに書いてあるものであって、設備としても説明する必要なければ、割愛させていただくというイメージにちょっと見直しをさせていただこうと。
1:29:23	はい、わかりました。
1:29:31	かなり資料としてボリュームが減りますよねそうです。
1:29:36	規制庁イトウですけれども
1:29:40	いろんな要素を入れることで、
1:29:44	我々0、
1:29:45	もうその判断をしなければいけないところとか、議論をしなければいけないところが、ぼやけてしまうのを懸念をされていて、
1:29:56	ですので、資料として、説明が必要なところだけ残す形に、
1:30:03	していただければと思っていますし、加えて言うなら、
1:30:10	資料作成いただく段階ですね。
1:30:15	多分こういう説明の仕方をしている施設で他にないと思うんですよ。してきた施設で、
1:30:22	ですので、
1:30:25	多分いろんなその経験ある方が、資料づくりに関わっていると思いますので、こういう資料講師にするんですかとかっていう違和感を持って人がいたらですね、ぜひその時点で相談をいただいた方が、全体が、
1:30:41	円滑に進むんじゃないのかなと思ってますので、
1:30:44	そこは今後進めていただく中でよくご注意いただければと思っています。
1:31:05	規制庁の岡沢です。ちょっと細かい権限恐縮なんですけれども、次、資料の 11 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:14	ちょっと確認させてください。
1:31:18	ここで
1:31:21	分析フードの、これは管理上の位置付けを変えるだけだと思うんですけど。
1:31:27	一番最初の行で
1:31:30	一番最初にはJISA自宅から5行目ですね、分析フードについては設計の変更を行うっていうふうに説明されてますけれど、今回何か主任の変更ってあるんですけど。
1:31:53	そういう、ここはですね、二つちょっとセメント固化装置と、廃棄か、管理被害等の分析をどうという記載をさせていただいておりますが、
1:32:04	管理会計の分析する風土についてはですね、先ほど申し上げた通りですね、位置付けが変わるわけですが、セメント固化装置についてはですね、化学処理装置の使用停止に伴って、その部分が、
1:32:21	切り離されると、ということになりますのでそういう意味でその設計の変更という設計に位置付けて、ここは記載している。
1:32:30	設計に入って職務設計の変更の意義は位置付けを変えるということを伝えたかったので、
1:32:42	運転がちょっとわかりにくいなと思ったもので、そうですねその点の説明をもうちょっと詳しく書いていただけるとありがたいと。
1:33:09	変えることで、その基準適合、J2は、
1:33:19	ないと判断しているのかどちらにします。
1:33:23	個人情報にマイナスはい。そうです。それをまさに書いてご説明するべきなんだろうなという、ちょっと今ありました。
1:33:34	基準適合は、
1:33:36	もう、まず変わらないという整理をしている。
1:33:43	そうですね。多分、分析記載事項のその設計条件設計仕様は変わらないんですよ。
1:33:51	その前のところで、その設備区分でどこにぶら下がるのかってのは変わるかもしれないんですけども。
1:33:59	現職はですね、どこの施設に、
1:34:06	共用品。
1:34:10	御説明として必要だと思いますので、
1:34:13	お伝えを拡充させて、
1:34:15	しました。
1:34:18	申請書上は住所が変わるっていうことだけは表示されるんですけども、審査をしないで説明を要し、それ以上の説明を要しないというそういう位置付け。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:30	そうですね。
1:34:39	今のは範囲処理等の方。
1:34:41	機械等の分析フードっていうのは、もう同じな。
1:34:51	文書。
1:34:52	もともとは医長装置 1 の設備と聞いたんですが、それを、
1:34:57	すいません。ワークする装置。
1:35:00	2 の設備という。
1:35:03	チェックされていましたが、
1:35:05	使用停止に伴って、
1:35:07	貯槽G1 の設備と、
1:35:11	に変えると。
1:35:13	思っていますので、
1:35:15	この 1 兆 1000 個ございます。
1:35:22	学年制。
1:35:26	ショウジは、地域レベルも設計も変わるもんじゃないんですね、わかりませんでした。ありがとうございます。
1:35:52	規制庁の芳賀です。続いてですね、15 ページの化学処理装置の使用のペースについて伺いたいと思います。
1:36:03	報告。
1:36:05	許可の時にもお話をさせていただいていると思うんですけども。
1:36:11	若干流れが気になっておりまして、
1:36:18	肥大化左側の化学処理装置の方なんですけれども、都丸井手。
1:36:26	マンクションリスト装置に入ってる背景を移送するというふうになってましてその前の①で、Bank処理装置の系統の閉止夢書いてあるんですけど。
1:36:40	研修にはフランジの比率結果も含まれるんでしょうか。
1:36:52	放送です①についてはですねあくまでもその供給系の停止紙と同じ。
1:37:10	交渉としては、16 ページにございます。
1:37:19	①番ということで明日のですね、ところ、いわゆるその貯証からの化学処理装置するための廃液の供給のライン。
1:37:31	①と書いてあってますけども、まずはここを、
1:37:35	閉止するということでいわゆるその廃棄の協議ができなくなると一緒になります。まず、この大本議員ですかね。
1:37:46	この変死ケースっていうかバルブは、ここもそういう意味ではフランジ等をですね、停止、
1:37:54	設置も含まれる。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:01	そのあとの、①以外の嬉しい措置は、
1:38:10	この段階で、
1:38:13	やれるんでしょうか。
1:38:16	結構、
1:38:19	まず、供給の元を閉止してそのあと、順番にですね貯層。
1:38:26	この化学処理装置の中にも
1:38:31	凝集沈殿槽となる層がございますのでその中に残ってるものについては、
1:38:37	先ほどの40年というところもあるので、それが終了して、本人に、
1:38:46	システムとして、停止をして、麻痺してでもフランジした。
1:38:52	順調に、
1:38:53	幾つ。
1:38:56	小針でいうとまずは供給元を止めてそのあと、廃棄を回収しているわからんと思ってください。順番に聞きたい。
1:39:06	今はあります。
1:39:07	ありがとうございます。
1:39:24	メールで発送するっていうのは規制庁の中沢です。続けてですね、16ページの先ほどのシステムの図なんですけれども。
1:39:36	ですよ。
1:39:39	などの、どの範囲をCを想定するのかが若干この図だとわかりづらいかんと思ってまして、見かけをみるとかですね、同等の部分が引き続き使われるシステムで、
1:39:57	洞道の部分がCを呈するシステムっていうのを、この図ではわかるようにしていただけると。
1:40:06	こちらの理解をするのかなと思っております。
1:40:12	元消防士長です。はい。今は、全体の流れがわかるようにという全体のシステムとしては記載してございますんで、当然これについてはね下のところは廃液中移設位置と、施設も分かれる。
1:40:25	これが廃液処理棟の中の化学処理装置ということになりますので、この辺についてはですねどこまでの範囲かということで、普通の中で、
1:40:34	わかるように記載させていただき、記載いたします。
1:40:40	です。減収措置は、説明では主フランジを設置するっていうふうになってますけれど。
1:40:51	ですね下の方の廃液貯槽の上の⑤のところですね、になるとれん0分になつてると思うんですけど。
1:41:02	バルブを閉めて処置をするっていうようなところがあったりするんで。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:11	それとガルフバルブで取り込みをするのか、そもそもバルブを外してACA集会所入れるのか。
1:41:20	昨日教えて。
1:41:25	ここについては、
1:41:28	決算時に設置すると。
1:41:35	教えて。
1:41:36	なおかつフランジ委員で。
1:41:39	別所。
1:41:47	までポート実行名は閉止フランジで確保するというのでお願いします。はい。わかりました。ありがとうございます。
1:42:02	これ両角さん、安生学校。
1:42:05	はい。すみませんちょっと単純な疑問なんですけれど、先ほどのバルーンのところに閉止フランジをつけるっていう話でしたけれど、例えばなんですけど、この廃液貯槽に繋がって、
1:42:20	⑤って書いてあるバルブだと。
1:42:23	上につくんですか手段つくんでしょうか。
1:42:27	こちらについては上流側っていいですかね、ルーターじゃないので今日バルブの家側の図面上でいくと、海側になり、
1:42:43	基本的には、各処理装置、
1:42:46	川に作る。
1:42:47	ということですか。
1:42:49	はい。
1:43:02	分解ですね襲来時によって、引き続き使う系統等の業界というんですかね、が閉止フランジ面があるところがあると思うんですけれども。
1:43:16	等ですね、引き続き使う系統との差圧というんですかね、フランジに圧力がかかるようなところって、
1:43:31	或いは李まずどこら辺。
1:43:35	そもそもあるのかどうか、それで東原図でいうとどこら辺かどうかっていうのをちょっと教えていただきたいんですけれども。
1:43:44	小路です。はい。そういう意味ではですね
1:43:52	化学処理装置については、すべての精神になりますので、その名刺。
1:43:57	札幌にまずかかるかというところはないんですけど。
1:44:01	ただ詰め込ま措置等ですね、今後使うものと切り離れたところについては、
1:44:07	わかるかからないと、ちょっとありますので、その辺について
1:44:11	別にですね、ちょっと整理させていただいて、ご説明。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:26	もうちょっと厚ゾーンですかね。
1:44:33	としても、どれくらいの圧力がちょっと気にしてまして、感覚的に言うのででもいいんですけど、それほどかかるものじゃないのか、それとも結構かかるか。
1:44:46	若菜知念です。まず考え方としてはね、系統特にポンプを有する。
1:44:55	ポンプの。
1:44:57	二つあったような系統は当然ございますので、そういったようなところについては、そのポンプの能力分だけかかると。
1:45:07	ただ、考え方としてはその系統、例えば実数であれば、その実の企画、スケジュールにですね、物件といったところの、
1:45:16	学校満足して、閉じ込め機能というのがされておりますので、
1:45:21	その市の規格と同等の、
1:45:26	設計の考え方。
1:45:29	いわゆる地震の企画機能。
1:45:31	編集不安のことで、
1:45:33	担保できる。そういったところをご説明する必要があるだろう。
1:45:36	おりますので、
1:45:38	先ほども申し上げたのか。
1:45:40	バウンダリになる部分。
1:45:43	これ
1:45:45	弁当系であれば不破津川のところもございます。
1:45:48	駅、駅系で行き生きる部分があればその教室上がるような部分もございますし、
1:45:54	全く当たらないというところもございます
1:45:57	それをちょっと整理表と、そのような錯覚であとそれを、
1:46:03	どのような閉止の方法なのかというところを具体的にご説明する必要があると。
1:46:09	それちょっと追加してですね、ご説明したいと。
1:46:13	はい。よろしく申し上げます。
1:46:21	関連してなんですけれども、規制庁ナカザワです。
1:46:25	編集フランジア材料に何を使われるかっていうのは、もうすでに決まってるんですか。わかります。それもぐらい。二瓶主幹次に、何もダイソーどンドン企画室で、
1:46:38	当間へ。
1:46:41	どうい。
1:46:44	設計をすることによって、その圧力。
1:46:47	を担保できるのかというところが、
1:46:50	不安材料企画。
1:46:53	先ほどの表と合わせてご説明させていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:58	よろしくお願いします。
1:47:04	イメージでちょっと確認なんですけれども、規制庁の岡沢です。閉止に際してですね、第 13 条の、
1:47:15	採用及び健康層への積極法適合しているかどうか、というのも必要になるのかなと思っております。
1:47:28	ご検討いただく。
1:47:33	もし必要な場合はですね、材料の検査等も必要になると思いますので、その辺も整理していただいて、提示の方よろしくお願いします。
1:47:45	はい。
1:47:47	今申しあげました企画部長。
1:47:50	材料総合機関
1:47:53	つまり、
1:47:54	材料について、担保する必要がございますので、そうしますと、
1:47:58	当然、
1:48:00	材料構造、
1:48:02	そのガイドを検査する人。
1:48:06	インターープ構造でご説明する予定にしていますので、
1:48:10	ここではまず、どのようなものを使うのかというところを一覧でお示しつつ、
1:48:16	車両部構造でのご説明をする部分かどうかというところを少しわかりました。括弧書きたいと、ご提示したいと考えており、
1:48:28	そうですね、ちょっとですね、何点かありまして、
1:48:33	今の関連して 13 条。
1:48:36	説明が必要になるかもしれないという話だったんですけども、今回
1:48:46	停止に伴う、弊社の工事っていう行為です。
1:48:51	着目して整理をした時に、どういう作業があって立案作業に対して、
1:49:01	基準との関係何を説明しなければいけないのかっていうのをまず最初にEHI説明していただいた方がいいのかなというふうに思ってます。
1:49:13	これこの停止の工事だけじゃない、停止の工事だけじゃないというか、この配管の部分だけじゃなくて、
1:49:21	後ろの方で計測制御系統とかもありますし、なので、それを他の条文を見渡したときに、どこまであそこなのかっていうのはわかるようにまずしていただいた方が、
1:49:34	いいのかなと。飛び飛びならなくていいのかなと思ってます。
1:49:39	商工イマイです。一方、
1:49:41	今のところをちょっと確認させていただきたいんですが、今閉じ込め機能という観点でのご説明する。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:55	でございますんで、一方で関わる部分がある中 30 代、材料構造にかかるのがございますし、あその、
1:50:05	この惨めを
1:50:08	わかるようにご説明すると、そういうことでよろしいでしょうか。その状況ごとに分けて説明、ページを分けてですね、説明いただくのはそれはこれまでもそうしていただいているのでいいと思っているんですけども、
1:50:25	これ説明をする前の段階で、この工事に関わる全体像。
1:50:32	どういう状況にまた変えるのか。
1:50:35	とかですね。
1:50:37	いうのがあって皆さん閉じ込めの計装材料っていうふうに転換していただいた方が、
1:50:49	見るべきもの落ちがないことを説明できるのかなと思ってます。
1:50:56	駒井です。わかりました。例えば、今の化学処理装置の使用の停止という工事であれば、
1:51:04	その工事フローがございますけども、ここにかかってくる安全機能が取り取りなのかというところ。
1:51:12	まず、
1:51:16	全体像を、を示した上でということですね。そうですか。わかりました。
1:51:23	じゃないと真崎勝侯経緯みたいな話ではないと思う。
1:51:32	中国経費のところでは、もう一つ簡単なんですけれども、①の④と⑤の横のところ使用停止に係る設公園通過後に工事に着手しまして、
1:51:46	例えば許可のときの会合の説明資料がこうなったような気がするんですけども、多分本申請の認可後ですね。
1:51:56	何か別の申請があるように見えちゃうので、そこは改めた方が取りやすい持ちますと。
1:52:04	もう 1 点は、
1:52:07	8 ページの④のところ、
1:52:10	居留スラッチのセメント固化処理っていうのがありまして、これ工事を進める上で、
1:52:18	残っている残渣というか、
1:52:22	廃棄会液位を処理しないと次のステップに進めないということだと思っておりますけれども、なので、その手続き的にはその新規制基準適合の設工認の、
1:52:35	使用前確認が全部終わる前に、一部を動かすっていうことになるんだと思っていて、確かに現状で、その施設の維持管理のための処理っていうのは、
1:52:50	認める形になっていたと思うんですけども。
1:52:53	これを処理をする。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:57	のが、維持管理の、
1:53:00	ですね、フレームの中で説明できるのか或いはその管理事業規則の、
1:53:07	なんかね検査を要しない場合とかってありますけれども、認可を終えた上での検査を要しないバーいの手続きを踏めばできるのか。
1:53:20	ていうちょっと手続き上の話は少し整理していただいた方がいいかなと思ってます。
1:53:31	ショウジです。
1:53:36	そうっすね位置付けちょっと確認させていただいてます。
1:53:41	検査グループの方にご相談いただくのかもしれないですけどもあらかじめ何か事例があって整理できますとかじゃなければですね。
1:53:49	はい。
1:54:01	オオツカの 15 ページの下のところの、
1:54:07	使用停止した設備の維持管理については、
1:54:14	なんかについては、っていうのは、これは何か申請書上これを記載するっていうことなんでしたっけ。どういう位置付けになるのかなっていう。
1:54:24	説明しただけなんですけれども。
1:54:26	保安規定の時に何かこういう説明をされるっていうことですかね。
1:54:36	今月、そういう意味ではですね。
1:54:40	まずは、サポートという意味では、差し込みでこういう処置をして、
1:54:48	益子委員。
1:54:51	その辺のその維持管理の方法等についてはですね、保安規定に記載しようというふうに考えてます。それは保安規定の方の反省の。
1:55:01	岡部。
1:55:02	発言すると。
1:55:07	けれども、使用停止した設備の機能っていうのは、
1:55:11	例えば化学処理装置であれば、
1:55:17	汚染あったら、経過して、それによって閉じ込めをするので、
1:55:22	閉タイカーが阻害されていないのかみたいなかわかれていないのかっていうのを、運転段階においても、
1:55:32	確認を続けるとそういうことなんですかね。
1:55:36	多少交渉です。はい。当然ながらその使用停止にあたっては、その残存するものは抜くとか、助成をすとかっていう、
1:55:45	を行います、梅木さんおっしゃられた通りペイントしたりして抑え込むところについてはですね、そういうところは、その維持がちゃんと継続されて維持されているという確認をしなきゃいけないというふうに考えてますので。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:59	そういうやり方については規定の方で、
1:56:04	OKと。
1:56:06	読みましたね。昨日、資料提出し、するのでほとんど、維持する機能ってなくなるんじゃないかなと思ったので何を維持するんだらうというのが疑問だったんですけど。
1:56:19	そういうことですか。床井今井です。
1:56:24	ものが撤去されるわけではないので、存在しますので、いわゆる、
1:56:30	あと、
1:56:31	確認、管理しなくて1%、地震による損傷の防止という観点で、
1:56:38	崩れたり、波及を与えないということが必要ですので、
1:56:44	そこを、
1:56:47	確認というのをやる。
1:56:49	これはもう我々事業者の自主的な取り組みとして保安規定で定めてやって、
1:56:54	考えてますので、
1:56:58	そういうことですねそういうことなんだとすると、
1:57:07	えっと、前回の説明説明資料にもあったんと、
1:57:17	資料5⑦-1の機能の確認の方では、
1:57:24	対象ではなくなってるんですよ。
1:57:35	許可上は設備をもう削除しちゃっているから、
1:57:41	スパー例えば耐震っていうのは、継続的に維持確認するものではなくなっちゃってるんだけれども、物としてはあるから勉強及ぼさないように、
1:57:53	保安規定の側だけで、品質管理を続けますっていうことですか。
1:58:00	この進み方というのを少し確認させていただきながら、
1:58:05	今、
1:58:07	お話がありましたように、
1:58:09	ものとして、許可上抹消の提出する。
1:58:15	機能維持としては、
1:58:18	なくなりますが、
1:58:19	答えますが、とはいえ、
1:58:22	改組時ではございませんので、
1:58:24	ものはありますので、我々としては、
1:58:27	それが何か利益を与えないように、
1:58:30	石田。
1:58:31	兵庫委員等、
1:58:33	除染されたところの部分。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:35	確認ですとか、
1:58:37	物が倒れないこと本管理ですとかっていうのを、
1:58:41	自主的にやっていただくと、この保安規定で我々が、
1:58:45	医師法案としてやるか。
1:58:48	考えて、
1:58:49	いえ、
1:58:51	状況です。藤さんの対応としてはわかったんですが、えっとですね、
1:58:58	本当に影響がの懸念がなく、お休みは、撤去した方は確実なのかなと思うんですけども。
1:59:07	撤去していく計画っていうのがいいんでしょうか。
1:59:10	はい。
1:59:12	うん。
1:59:18	そこそございます。ちょっと、
1:59:23	土地に係る法でございますので、
1:59:27	今現時点ではですね。
1:59:29	あくまでも使用を停止して、安全機能として、
1:59:33	なくしていくというところ。
1:59:38	を考えております。
1:59:40	今のところ、今のところ撤去というところでございます。
1:59:44	規制庁伊東ですけど、運転中の施設であっても、
1:59:48	不要になった系統、切り離して、廃棄物、
1:59:56	風味回すっていうのは、多分いろんな施設でやっているんだと思っていて、なので、その廃止措置段階じゃないから、何もできないっていうことではないと思いますし、いう。
2:00:10	期はい。
2:00:11	原因かっちゃうか、段階的に撤去するって言ってるんですよ。
2:00:20	これも同じで、使用は禁止いたしますので、
2:00:26	まだ具体的に、
2:00:29	この
2:00:32	中の容器を決定するっていうところまではすでに知らない方も、結局はしない状態
2:00:41	状態を今、
2:00:42	計画しておりますので、
2:00:44	そう。
2:00:45	先ほどの各種装置、同じ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:48	要素がございます。
2:00:55	規制庁伊東です。現状で計画はないということはわかりました。
2:01:00	はい。
2:01:02	規制庁の荒川ですけれども、よろしいですか。はいどうぞ。
2:01:08	はい。今内野イトウが言ったことを僕も聞こうと思ったんですけれども、これ許可の段階でどこまでこれ議論されてます。
2:01:20	さっきイトウの発言からですね、あったのはもう許可では、この設備自体はもうなくなっなくなってしまうって撤去消されているっていうふうに、
2:01:32	聞こえたんですけども、そういう状況なんでしょうか。
2:01:38	原子カイマイです。ドッカーの段階では、全く消されてるというわけではございません。あくまでも、
2:01:49	もともと許可いただきました。これが施設設備について、半年を停止すると。
2:01:58	どの範囲を使用を停止するというので、そこを明確化する、許可を今年度5月にいただいたものでございます。
2:02:11	許可の額には、
2:02:16	中では、まだ撤去をまではしないあくまでも使用停止して、炉規法上のから外す。
2:02:28	というところまでをさせていただくということをお話させていただいております。わかりました。今の話ですと、
2:02:41	許可申請書の中では、
2:02:44	計画にちょっと名称は説明しましたが、齊木の処理施設というカテゴリーの中に、これらの設備というまだ残ってるっていうことでよろしいですかね。
2:02:57	はい。原子カイマイですはい。例えば結城は1画の何をについても、当初許可いただきましたところから、記載はそのままに正しい。
2:03:09	ただし書き等を付す形で名刺を提出する。そのような形で、今の強化として整えさせていただきます。ありがとうございます。
2:03:19	わかりましたありがとうございます。
2:03:22	これがね、もう申請書からなくなってしまうっていうことだと。
2:03:29	これ着手上位に考えるとですね、もう使わないんだから、これは放射性廃棄物なんだろうと、固体の放射性廃棄物であれば、他廃棄設備に持ってくんでしょっていう話になるかと思ったんですけど。
2:03:43	そうにはなっていないってことですね。わかりました。ちょっとですねまず、
2:03:48	カラー、ちょっと整理をしてもらった方がいいかなと思っています。今確認させていただいた通り、申請書ではどういう位置付けになっているのか。
2:04:01	で、その残置するような設備に対しては、許可の段階でどこまで議論がされているのか、それを受けてね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:12	後段規制では、どこでその管理をしていくと、その中身については、どんなことをするのか、許可の段階で、
2:04:24	議論してたんだったら、そういったところも含めてですね、ちょっと整理をしていただければと思います。
2:04:31	原子力を今参照しました。確認の上、整理した上でご説明させていただきます。
2:04:39	はいお願いします。
2:04:47	本郷日比。
2:04:57	中崎西部進めていいよ。わかりました。
2:05:05	規制庁中澤です。今ちょっと先に進みまして、企業で言うと 19 ページの行きお前貯層
2:05:13	号炉なんですけど、
2:05:16	設計条件と設計士を書いていただけてますけども、
2:05:23	えっとですね、どうやって閉じ込め機能を確保するのかというのもあり、資料上見えてこないなと思っております。
2:05:34	この許可の方でして、液体廃棄物、
2:05:37	本扱う機器、機器については、漏えい、そもそも漏えいしないように、
2:05:45	漏えいを早期検出等各漏えいの拡大防止の 3 件を基本に対策する。
2:05:51	していることされているかと思っておりますので、
2:05:55	結城大林さんにおいて、それぞれどういう対策を取られているのかというのを、表現していただいた方がわかりやすいかなと思っているんですけども。
2:06:08	いかがでしょうか。
2:06:18	はい。勉強会貯槽。そうですね。ちょっとご説明が不足しております。
2:06:33	国井田窪、その観点での
2:06:36	機能維持の説明をチームをしています。
2:06:42	そうですね。設計条件のところでは、引き続き規制庁の赤沢です。現在 1009 月はミニ個数っていうふうになっていますけれども、
2:06:53	そうですね。
2:06:57	ちょっと違う状況あるんですけども、第 6 条の地震ん中での適合性も、
2:07:04	トーセ、
2:07:06	説明していただく必要があるのかなと思ってまして、
2:07:15	3 億円以上は全員の会もいけますか。
2:07:23	今回の 65、だいたい日本会議。
2:07:28	はい。
2:07:31	日本海、
2:07:34	なので、次回会合、次回で 4 回の会合をして 4 回の会議で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:41	説明してもいいんでしょうけれど、この製麹関わるものは、本工事の中で束ねて説明していただいた方がいいと思うので、
2:07:54	6条に関するところも説明いただけて、次回同じ内容ですけれどってということで、もう1回、再掲するっていう感じの方が、
2:08:08	こちらとしては審査をしやすいかなと思います。
2:08:14	一つの工事内容があんまりとびとびにならない方がいいと思ってます。一生懸命発注しました。
2:08:25	関連する。
2:08:29	増減ついて、その工事で、
2:08:34	全体像を説明して、
2:08:37	ということだと思います。吉井。
2:08:51	音量とすると3月上旬に間に合わないとかそんなことはあり得るんですか。
2:09:04	そこはちょっと今、すいません、今、
2:09:07	確認させていただければと思います。
2:09:11	先ほどの、
2:09:12	各章の停止に係るところの関連条文、
2:09:15	セット。
2:09:17	それがちょっと準備があります。
2:09:22	基本的な方針は今
2:09:27	関連する業務が何か、その部分についての説明が、
2:09:33	可能な限りしてきたり、
2:09:38	吉川ないなと思われれます。
2:09:43	細川に全部。
2:09:53	企業では、核になってしまうんですけど、15条の方に入ってるんです。
2:10:18	でもちょっと等の意見つきの
2:10:22	設計条件設計しよう。
2:10:25	間瀬木梨様を書いていたいてますけれども、もう、
2:10:33	%の情報を追加していただきたいと思っております。
2:10:38	的に言うのですね、県検出器を用検知器をどこにつけるのか、今の写真を、
2:10:48	示していただいてると思うんですけど。
2:10:51	具体的にどこに、
2:10:53	つける予定なのかというのと、その検知器をどういうふうに、
2:10:59	高さにつけるのかです。
2:11:01	それには、テーマの漏洩量で検知できるのかっていうのが変わってくるかと思えますので、それも含めてですね、説明を追加していただければと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:22	説明をいたしまして説明。
2:11:31	小野塚です。記載の仕方は、こちらで考えますが、例えば図面みたいなもので、この水石とか、
2:11:41	ダンメンみたいなところのここにつきますよとかそういったものを言いますとですね、そういう形でもいいかと思えます。
2:11:51	申しました。
2:11:55	1 番目、今の漏えい検知に関連してですね、検査の項目がー50。
2:12:04	3 ページ目ですか。
2:12:07	に書かれていると思うんですけど。
2:12:11	次の 3 ページ目の上も下の四角ですかね、この中に、模擬信号を入力して、というふうに検査の方が書かれていますけれども。
2:12:27	本当に模擬信号だけでいいのかなというのが、若干疑問に思っております。検知器が液体を検知できるかどうかというのが気づけて、
2:12:40	本当に見識が期待検知できるのかどうかということを含めて、検査しないといけないのかなというふうに思っているところではあるんですが、
2:12:54	八木新保だけで確認後に確認できるかどうか。
2:12:58	お考えをお聞かせいただけません。
2:13:20	はい。そういう意味では、漏えい検知器については、実際のその接液っていう、
2:13:28	行為により確認するっていうのは、
2:13:32	津波、
2:13:33	限局。
2:13:36	ベース。
2:13:37	うん。それは仕様によって変わってくるかと思えますので、
2:13:44	電通は、
2:13:46	改めて説明させていただきます。わかりました。
2:13:56	検査の方法とともに、ものはどういう。
2:14:00	後がですね、あとは配置はさっき中澤から申し上げた通りですけども。
2:14:08	何か層検知ケアから、四方八方する場所までの系統とか、その辺りですかね。
2:14:17	多分処理場なんかの設工認でもそういうものは
2:14:23	2、3 年ぐらいの工事で実績あると思うんで同じような示してると思うんですけども。
2:14:29	はい。
2:14:36	二番。
2:14:43	どっか場所変えてできれば、
2:14:45	場所を変えて、ちょっと確認させていただきます。
2:15:24	便接続がちょっと難しくなりそうです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:31	そういう事態はどっか取れそうですけど。
2:15:46	多分、話を変えて、
2:15:49	対面でできる。
2:15:52	現場でやりますよね。
2:15:55	もう明日ください。
2:16:47	規制庁中澤です。すみません時間の方が、
2:16:54	はい。
2:17:01	他の案件が後に来てしまいましたので、これにてヒアリングは一旦終了させていただきたいと思います。
2:17:13	には、一貫示させていただきます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。